

小規模多機能型居宅介護事業所「ふれあい」重要事項説明書

(運営の方針)

第1条 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように、必要な日常生活の援助及び訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう、適切なサービスの提供を行います。

サービスの提供にあたっては、要介護者の様態や希望に応じて、通いを中心として、随時訪問や宿泊を組み合わせ、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めます。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことが出来るよう配慮いたします。
- 3 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対しサービスの提供等に付いて、理解しやすいよう説明を行います。
- 4 事業の実施にあたっては、安芸太田町、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(事業所の名称及び所在地等)

第2条 事業を行う事業者の名称及び所在地は次のとおりです。

- (1) 事業者名 社会福祉法人 安芸太田町社会福祉協議会
代表者名 会 長 藤井 幸穂
- (2) 所在地 広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀2802番地5
- (3) 電話番号 0826-32-2226

2 サービス提供事業所の概要は次のとおりです。

- (1) 事業所名 安芸太田町社協小規模多機能型居宅介護事業所「ふれあい」
- (2) 所在地 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内800番地1
- (3) 電話番号 0826-28-1750
- (4) 指定事業所番号 3493500072
- (5) サービス提供地域 安芸太田町
- (6) 他の提供サービス 居宅介護支援サービス・通所介護サービス等

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務・介護職と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名 (常勤兼務・統括管理者と兼務)
介護支援専門員は、登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたる。

- (3) 介護従業者 14名（常勤9名・非常勤5名 常勤の内2名は生活相談員と兼務、常勤の内1名は看護師）

介護従業者は、登録者の居宅を訪問して、指定小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を提供する。

看護職員は、登録者の健康状態を把握し、関係機関との連携を行う。

- (4) その他の職員 3名（非常勤）

夜間において事業所に宿直勤務し、緊急対応の調整を行う。

（営業日及び営業時間等）

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。ただし、社会福祉協議会会長が認めた場合は、変更することがあります。

- (1) 営業日 1年を通じて毎日営業する。（休業日は設けない）
(2) 営業時間 8：00～17：00
(3) サービス提供基本時間

通いサービス	9：00～16：00
宿泊サービス	16：00～ 9：00
訪問サービス	24時間

（登録定員及び利用定員）

第5条 指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用定員は次のとおりです。

- (1) 登録定員 29名
(2) 通いサービス 18名
(3) 宿泊サービス 9名

（指定小規模多機能型居宅介護の内容）

第6条 指定小規模多機能型居宅介護サービスの内容は次のとおりです。

- (1) 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
(2) 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
(3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排泄等の世話や機能訓練を行います。

- 2 サービスの提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

（小規模多機能型居宅介護計画の作成等）

第7条 事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族介護者の状況を十分把握し、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容など記載した、小規模多機能型居宅介護計画を作成いたし

ます。

2 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行います。

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスを柔軟に組み合わせます。
- (2) 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を送ることが出来るよう配慮いたします。
- (3) 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、画一的にならないよう、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことが出来るよう必要な援助を行います。
- (4) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行うなど、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供いたします。

(短期利用型居宅介護)

第8条 事業所は、登録定員の範囲内で、つぎのとおり、短期利用型居宅介護を提供します。

- (1) 利用者の状態や家族等の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、本事業所の介護支援専門員が、本事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合にサービスを提供します。
- (2) 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとします。
- (3) 短期利用型居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供します。

(指定小規模多機能型居宅介護の利用料)

第9条 本事業所が提供する小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、利用料の利用者負担割合は、原則1割(一定以上所得者は2割又は3割)とします。

月額自己負担額 一割負担の場合

要介護度1	10,458円	その他加算 特定処遇改善加算 1.5% サービス提供体制強化加算 750円 認知症加算(Ⅲ) 760円(Ⅳ) 460円 処遇改善加算 10.2% 看護職員配置加算 480円 特別地域小規模多機能型居宅介護加算 15% ベースアップ加算 1.7%
要介護度2	15,370円	
要介護度3	22,359円	
要介護度4	24,677円	
要介護度5	27,209円	

短期利用日額 一割負担の場合

介護1	572円、介護2	640円、介護3	709円、介護4	777円、介護5	843円
その他の加算等					

- 2 次にあげる項目については、別途、利用料金の支払いを申し受けます。
 - (1) 食事代 朝食 200円、昼食・おやつ代 550円、夕食 250円
 - (2) 宿泊費 1泊につき 1,000円
 - (3) おむつ代は実費徴収
 - (4) 前各号に掲げるものの外、指定小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、ご利用者自身が負担されることが適当と認められるものは実費を徴収いたします。
 - (5) 通常の事業実施地域を越えて行う指定小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎に係る費用は、実施地域を越えた地点からその実費を徴収します。ただし、送迎車両を使用した場合の交通費は、路程1キロメートルあたり40円を実費として徴収いたします。
- 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得ます。
- 4 利用料の支払いは、原則口座振替により、指定期日にお支払いいただきます。
- 5 事業の性質上、キャンセル料金はございません。
- 6 法改正に伴い、報酬額に変更が生じた場合は、自己負担額は連動して変更いたします。

(通常事業の実施地域)

第10条 通常事業の実施地域は、安芸太田町の区域とします。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 施設・設備及び備品等を故意にき損しないこと。
 - (2) 他の利用者に対し、迷惑を及ぼす行為、宗教活動、政治活動を行わないこと。
 - (3) 感染症や重大な病変のある時は、主治医や施設管理者の指示に基づいて利用すること。
- 2 サービスの対象は、要介護状態である者とし、ただし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - (1) 認知症等に伴う著しい精神症状を伴う場合。
 - (2) 認知症等に伴う著しい異常行動がある場合。
 - (3) 認知症等の原因となる疾患が急性の状態にある者。
 - 3 利用に際しては、主治医の診断書等により健康状態の確認を行います。
 - 4 入院治療を要する者であること等、利用申込者に対して必要なサービスを提供す

ることが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の措置を速やかに講じます。

(病院または診療所に入院する場合)

第12条 病院または診療所に入院する必要がある場合は、担当ケアマネの氏名及び連絡先を当該の病院または、診療所にお伝えください。

(緊急時対応・事故発生時・損害賠償)

第13条 小規模多機能型居宅介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じ管理者に報告します。

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、安芸太田町及び家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録いたします。

3 事故の原因が当方の責に帰す場合、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行うものとします。

4 損害賠償保険に加入しています。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上避難・救出訓練を行います。

(秘密保持)

第15条 事業所において実施する事業の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守します。尚、この秘密保持は従業者退職後及び契約終了後も同様とします。

(運営推進会議)

第16条 事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置いたします。

2 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者としてします。

3 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上開催いたします。

4 運営推進会議は、通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とします。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するための次の措置を講ずるものとする。

2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その

- 結果について従業者に周知徹底を行う。
- 3 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
 - 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - 5 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(相談窓口及び苦情処理)

- 第18条 提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。
- 又、苦情解決については、別紙のとおりです。

お客様相談機関

安芸太田町社協小規模多機能型居宅介護事業所「ふれあい」

電話番号 0826-28-1750
FAX 0826-28-1755
面 接 安芸太田町大字戸河内800番地1
管 理 者 沖野耕平
生活相談員 吉田晴彦 横山雅也

安芸太田町社協 電話番号 0826-28-1505
介護サービス課 FAX 0826-28-1755
面 接 安芸太田町大字戸河内800番地1
管理責任者 蛸瀬 千代子

- 2 公的機関においても、苦情申し立て等が出来ます。

安芸太田町役場・健康福祉課

電話番号 0826-25-0250
面 接 安芸太田町大字下殿河内236番地

広島県国民健康保険団体連合会

電話番号 082-554-0782
FAX 082-511-9126
面 接 広島市中区東白島19番49